

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の17



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則 (※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第30号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則 (平成 5 年鹿児島県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「(精神保健福祉センター)の次に「農業開発総合センター果樹部北薩分場, 農業開発総合センター茶業部大隅分場, 鹿児島中央家畜保健衛生所熊毛支所, 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所及び鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所」を加え, 「機関の」を「機関等の」に改め, 同項の表中

「	農業開発総合センター	フラワーセンター所長	」を
「	農業開発総合センター	フラワーセンター所長	」に改める。
	農業開発総合センター果樹部北薩分場	農業開発総合センター果樹部長	
	農業開発総合センター茶業部大隅分場	農業開発総合センター茶業部長	
	鹿児島中央家畜保健衛生所熊毛支所 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所	鹿児島中央家畜保健衛生所所長	

別表第 1 の 1 の項第14号中「又は異議申立て」を削り, 「238の 7 ①②③④, 243の 2 ⑥, 244の 4 ①②③④, 255の 2, 255の 3 ②③」を「238の 7 ①②, 243の 2 ⑩, 244の 4 ①②, 255の 2」に改め, 同表17の項事務の種類欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め, 同項第 6 号中「営利企業等への従事の許可申請」を「営利企業従事等許可申請」に改め, 同表20の項第 6 号備考の欄を次のように改める。

財政課合議は, 予算に関連する場合に限る。法制・審査監専決

別表第 1 の 21 の項第19号を削り, 同項第20号中「の試刷」を削り, 「10」を「8」に改め, 同号を同項第19号とし, 同項中第21号を第20号とし, 第22号を第21号とし, 第23号を第22号とし, 同表24の項中第 3 号を第 4 号とし, 第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 県情報公開・個人情報保護審査会の意見聴取(規則7④)					○														
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1の32の項中第29号を第31号とし、第14号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同項第13号中「不服申立て、」を「不服申立て(行政不服審査法に基づくものを除く。),」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第2号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加え、同項を同表33の項とする。

(2) 重要な事業の計画の策定			○																
(3) 事業の計画の策定				○															

別表第1中31の項を32の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項の次に次の1項を加える。

26 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 審理員の指名及びその旨の通知(法9①, 66①〔9①〕)				○															
	(2) 標準審理期間の設定及び公表(法16, 61〔16〕, 66①〔16〕)				○															
	(3) 審査請求に対する裁決又は決定(法24, 44, 45, 46①②, 47, 49①②③, 58, 59, 61〔24〕, 64, 65, 66①〔24, 44〕)				○															
	(4) 審査請求の対象となる処分の執行停止及びその取消し(法25②③④, 26, 61〔25②④, 26〕, 66①〔25③④, 26〕)				○															
	(5) 県行政不服審査会へ諮問した旨の通知及び				○															

審理員意見書の写しの送付（法43③）												
(6) 裁決等の内容その他不服申立ての処理状況の公表（法85）				○								
(7) その他審査請求の処理に関し必要なこと					○							

別表第2の3の表各課共通の項第2号イ備考の欄を次のように改める。

学事法制課合議は、公報に登載する場合に限る。
法制・審査監専決

別表第6人事課（行政管理室を含む。）の表5の項第16号中「任用候補者」を「採用候補者等」に、「18」を「17, 22①」に改め、同項第17号中「任用候補者」を「採用候補者等」に、「任用の辞退届」を「採用等の辞退の届出」に、「22②」を「19②, 22①」に改め、同項第18号中「任用候補者」を「採用候補者等」に、「任用選択の結果」を「選択結果」に、「25」を「21」に改め、同項第19号中「32, 33」を「29, 30」に改め、同項第20号中「選考職に係る試験の実施計画等」を「選考の基準等」に、「34②」を「31②」に改め、同項第21号中「選考職に係る選考結果」を「選考及び臨時的任用の実施結果」に、「34②」を「31②」に改め、同表7の項事務の種類欄中「という」を「、鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）を「期末勤勉規則」という」に改め、同項第1号中「異議申立又は」を削り、「206①②④」を「206②」に改め、同項第3号中「級別資格基準」を「初任給、昇格、昇給等の基準」に改め、同項中第27号を第31号とし、第19号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の3号を加える。

(20) 次長（相当職を含む。）以上の職にある者の勤勉手当の成績率の決定及びそれに係る人事委員会との協議（期末勤勉規則14①, 15①）			○									
(21) 課長（相当職を含む。）の職にある者の勤勉手当の成績率の決定及びそれに係る人事委員会との協議（期末勤勉規則14①, 15①）				○								
(22) 前2号に定める職					○							

以外の職にある者の 勤勉手当の成績率の 決定及びそれに係る 人事委員会との協議 (期末勤勉規則14①, 15①)																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6人事課(行政管理室を含む。)の表7の項中第17号を第18号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「以上」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 次長(相当職を含む。)以上の職にある者の職務の級, 号給, 給料月額又は昇格若しくは昇給の決定及びそれに係る人事委員会との協議(給与条例5)																			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6人事課(行政管理室を含む。)の表13の項事務の種類欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「営利企業等の従事許可」を「営利企業従事等許可」に改め、同表15の項事務の種類欄及び同項第1号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

別表第6学事法制課の表13の項第1号中「, 臨時, 別冊又は分載」を「又は別冊」に、「

○	
---	--

」を「

	○
--	---

」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「

○	
---	--

」を「

	○
--	---

」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号備考の欄を次のように改め、同号を同項第7号とする。

法制・審査監専決

別表第6学事法制課の表13の項第5号備考の欄を次のように改め、同号を同項第6号とする。

法制・審査監専決

別表第6学事法制課の表13の項第4号を同項第5号とし、同項第3号中

「

	○																		
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を
「

○																				法制・審査監専決
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号

中「

○	
---	--

」を「

	○
--	---

」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公報の臨時又は分載の発行の決定(規則3③, 7)																				法制・審査監専決
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第6学事法制課の表14の項を次のように改める。

14 公益法人等に関する事務	公益法人等の指導監督業務の連絡調整																			法制・審査監専決
----------------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第 6 学事法制課の表中15の項を16の項とし、14の項の次に次の 1 項を加える。

15	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に関する事務	不服申立てに関する連絡調整						○										法制・審査監専決
----	-------------------------------	---------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第 6 市町村課の表 1 の項第17号を削り、同項中第18号を第17号とし、第19号から第63号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表 4 の項第 1 号中「16⑥」を「16④」に改め、同表13の項第 8 号中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同表19の項第 5 号から第 7 号までの規定中「1 年」を「2 年」に改め、同項第13号中「17①」の次に「府令17の 2 ①VI②III」を加える。

別表第 6 税務課の表 1 の項第21号を削る。

別表第 6 生活・文化課（消費者行政推進室を含む。）の表 6 の項事務の種類欄中「不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令」を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に改め、同項第 1 号中「事業者」を「違反行為をした事業者等に対する措置命令及び事業者」に、「及び」を「並びに」に、「4 ②」を「7」に、「10①②」を「23①②」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「9 ①」を「29①」に、「10①②」を「23①②」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

別表第 6 共生・協働推進課（長寿・生きがい推進室を含む。）の表 3 の項に次の 1 号を加える。

(5)	市町村に対する老人クラブ育成事業に関する技術的助言等の実施（地方自治法245の 4 ①）					○											○	地域振興局長支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
-----	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-------------------

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 9 の項第 1 号を次のように改める。

(1)	指定保育士養成施設の指定及びその取消し（法18の 6，政令 5 ⑥）					○													
-----	------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 9 の項中第49号を第51号とし、第 2 号から第48号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2)	指定保育士養成施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理（政令 5 ③④）					○													
(3)	指定保育士養成施設の長に対する報告の要求並びに指導及び検査の実施並びに当該長から報告の処理（法18の 7，政令 5 ⑤）					○													

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表中18の項を19の項とし、17の項の次に次の 1 項を加える。

18	女性の職業生活	(1) 県推進計画の策定又				○													
----	---------	---------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

における 活躍の推 進に関す る 法 律 (平成27 年法律第 64号。以 下この項 中「法」 という。) の施行に 関する事 務	は変更(法 6①)																		
	(2) 県推進計 画(変更を 含む。)の 公表(法6 ③)				○														

別表第6世界文化遺産課の表事務の種類欄中「登録の推進」を「の管理保全、普及啓発及び情報発信」に改め、同表第1号から第5号までの規定中「登録」を「の管理保全、普及啓発及び情報発信」に改め、同表第6号事項の欄を次のように改める。

(6) 世界文化遺産の管
理保全、普及啓発及
び情報発信に関する
事業の実施

別表第6世界文化遺産課の表第7号を削る。

別表第6情報政策課の表3の項第2号中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に、「6①②③」を「6」に改め、同項第3号を削り、同表に次の1項を加える。

5 放送法 (昭和25 年法律第 132号。 以下この 項中「法」 という。) の施行に 関する事 務	(1) 小規模施 設特定有線 一般放送の 業務の開始 等の届出並 びに小規模 施設特定有 線一般放送 事業者(以 下この項中 「事業者」 という。) の地位を承 継した者の 届出及び事 業者たる法 人の解散の 届出の処理 (法133① ②, 134②, 135①②)				○														
	(2) 有線電気 通信設備の 設置状況等 に関する道 路管理者等 に対する資				○														

	料の提供その他の協力量請(法145②)																		
	(3) 事業者の業務の停止命令を行おうとする旨の通知(法145③)				○														
	(4) 事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施(法145④)					○													
	(5) 事業者に対する業務の停止命令(法174)				○														
	(6) 事業者に対する資料の提出要求(法175)					○													

別表第6 交通政策課の表中4の項を5の項とし、3の項の次に次の1項を加える。

4 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 自家用有償旅客運送者の登録及びその拒否(法79, 79の3, 79の4)				○														
	(2) 自家用有償旅客運送者の登録の更新(法79の6①②[79の4])				○														
	(3) 変更登録の申請等の処理(法79の7)						○												
	(4) 自家用有償旅客運送者に対する是正措置命令(法79の9②)					○													
	(5) 自家用有償旅客運送								○										

臣への報告（法12Ⅱ， 政令 2 ②， 8）																			
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 保健医療福祉課の表 9 の項に次の 3 号を加える。

(3) 指定養成所の指定に係る変更の承認及び届出の処理並びに厚生労働大臣への報告（政令 4）					○														
(4) 指定養成所の設置者からの報告の処理及び厚生労働大臣への報告（政令 5）					○														
(5) 指定養成所の設置者等からの報告の徴収及び検査の実施並びに当該設置者等に対する指示（政令 6 ①， 7）				○															

別表第 6 保健医療福祉課の表10の項事務の種類欄中「，歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第 1 号）を「改正法」及び「，歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）を「施行規則」を削り，同項第 3 号を次のように改める。

(3) 歯科技工士養成所の指定及びその取消し並びに厚生労働大臣への報告（法14Ⅱ， 政令 9 ②， 15）				○															
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 保健医療福祉課の表10の項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号を第 5 号とし，第 7 号を第 6 号とし，第 8 号を第 7 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 指定養成所の指定に係る変更の承認及び届出の処理並びに厚生労働大臣への報告（政令11）					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 保健医療福祉課の表10の項第 9 号及び第10号を次のように改める。

(9) 指定養成所の設置者からの報告の処理及び厚生労働大臣への報告（政令12）					○														
(10) 指定養成所の設置者等からの報告の徴収及び検査の実施並びに当該設置者等に対する指示（政令13 ①， 14）				○															

別表第 6 保健医療福祉課の表10の項第11号から第14号までを削り，同表11の項中第 3 号を削り，第 2 号を第 3 号とし，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設の指定及びその取消し並びに厚生				○															
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

理及び厚生労働大臣への報告（政令4）											
(12) 認定養成施設の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示（政令5）				○							

別表第6 保健医療福祉課の表14の項中第7号を第9号とし、第1号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) はり師の養成施設、きゆう師の養成施設及びはり師及びきゆう師の養成施設の認定及びその取消し並びに厚生労働大臣への報告（法2①Ⅱ，政令1②，6）				○							
(2) 認定を受けたはり師の養成施設、きゆう師の養成施設及びはり師及びきゆう師の養成施設（以下この項中「認定養成施設」という。）の認定に係る変更の承認及び届出の処理並びに厚生労働大臣への報告（法2③，政令3）					○						

別表第6 保健医療福祉課の表15の項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 柔道整復師養成施設の指定及びその取消し並びに厚生労働大臣への報告（法12①，政令2②，7）				○							
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 保健医療福祉課の表15の項に次の3号を加える。

(6) 指定養成施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理並びに厚生労働大臣への報告（政令4）					○						
(7) 指定養成施設の設置者からの報告の処理及び厚生労働大臣への報告（政令5）					○						
(8) 指定養成施設の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示（政				○							

<p>(昭和62年法律第60号)の施行に関する事務 この項中臨床工学技士法を「法」、臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第2号)を「省令」という。</p>	<p>の指定及びその取消し(法14 I II III, 省令7)</p>																			
	<p>(2) 指定施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理(省令3①③)</p>					○														
	<p>(3) 指定施設の設置者からの報告の処理(省令5)</p>					○														
	<p>(4) 指定施設の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示(省令6)</p>				○															
<p>17 救急救命士法(平成3年法律第36号)の施行に関する事務 この項中救急救命士法を「法」、救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部省・厚生省令第2号)を「省令」という。</p>	<p>(1) 救急救命士養成所の指定及びその取消し(法34 I II IV, 省令7)</p>					○														
	<p>(2) 指定施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理(省令3①③)</p>					○														
	<p>(3) 指定施設の設置者からの報告の処理(省令5)</p>					○														
	<p>(4) 指定施設の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示(省令6)</p>				○															
<p>18 言語聴覚士法</p>	<p>(1) 言語聴覚士養成所の</p>					○														

(平成9年法律第132号)の施行に関する事務 この項中言語聴覚士法を「法」、言語聴覚士学校養成所指定規則(平成10年文部省・厚生省令第2号)を「省令」という。	指定及びその取消し(法33ⅠⅡⅢⅤ, 省令7)																		
	(2) 指定施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理(省令3①③)					○													
	(3) 指定施設の設置者からの報告の処理(省令5)					○													
	(4) 指定施設の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示(省令6)					○													

別表第6 社会福祉課の表1の項事務の種類欄中「法」の次に「, 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)を「政令」を加え, 同項中第21号を第22号とし, 第2号から第20号までを1号ずつ繰り下げ, 第1号の次に次の1号を加える。

(2) 社会福祉主事の養成機関等の指定及びその取消し(法19①, 政令4, 9)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 社会福祉課の表1の項に次の4号を加える。

(23) 指定養成機関等の指定に係る変更の承認(政令6①)					○														
(24) 指定養成機関等の指定に係る変更の届出の処理(政令6②)						○													
(25) 指定養成機関等からの報告の処理(政令7)						○													
(26) 指定養成機関等の設置者等からの報告の徴収及び当該設置者等に対する指示(政令8)						○													

別表第6 社会福祉課の表2の項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ, 同表12の項中第22号を第23号とし, 第11号から第21号までを1号ずつ繰り下げ, 同項第10号中「(法16①)」を「並びに診療報酬の支払の一時差止め(法16)」に改め, 同号を同項第11号とし, 同項中第9号を第10号とし, 第8号を第9号とし, 第7号の次に次の

1 号を加える。

(8) 指定医療機関の指定 (法12)					○														
---------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表15の項第 1 号中「異議申立書又は」を削り，同表16の項中第 2 号を第 3 号とし，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 国債の記名者等に対する証明書の交付 (政令 1 ③④)					○														
---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表17の項事務の種類欄中「法」の次に「，戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和42年政令第188号）を「政令」を加え，同項事項の欄を次のように改める。

(1) 特別給付金を受け る権利の裁定及びその 通知 (法 4，政令 3，省令 3)

別表第 6 社会福祉課の表17の項に次の 2 号を加える。

(2) 国債の記名者等に対する証明書の交付 (政令 1 ③④)					○														
(3) 特別給付金に関する請求等の経由 (政令 2)					○														

別表第 6 社会福祉課の表に次の 1 項を加える。

26 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の施行に関する事務 この項中社会福祉士及び介護福祉士法を「法」，社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）を「政令」という。	(1) 養成施設の指定及びその取消し並びに厚生労働大臣への報告（法 7 II III，39 I II III，政令 7，11④）				○														
	(2) 指定養成施設の指定に係る変更の承認及び届出の処理並びに厚生労働大臣への報告（政令 4，11④）					○													
	(3) 指定養成施設の設置者からの報告の処理及び厚生労働大臣への報告（政令 5，11④）					○													
	(4) 指定養成					○													

「他の都道府県知事又は」を加え、「15⑥」を「15⑩」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 検疫所長からの通知に基づく関係者に対する質問又は調査 (法15の2①, 15の3①②)											○	保健所 所長
(9) 質問又は調査結果の厚生労働大臣への報告 (法15の2②, 15の3③)					○							

別表第6健康増進課の表6の項第5号中「15①, 35②」を「15①③, 35①」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定提出機関の指定又は指定の取消し (法14の2①⑦)					○							
------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6健康増進課の表中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次の1項を加える。

8 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 指定地方公共機関の指定 (法2Ⅶ)				○							
	(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成及び変更 (法7①⑨)		○									
	(3) 市町村行動計画の作成又は変更に係る市町村からの報告の受理及びそれに係る助言又は勧告 (法8⑤⑧)					○						
	(4) 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成の報告の受理及びそれに係る助言 (法9③)					○						
	(5) 県新型インフルエン		○									

	渡し等の措置の要請 (法55④)																				
	(20) 埋葬又は火葬の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることの決定 (法56③)				○																
	(21) 緊急事態措置の実施についての土地等への立入検査の実施 (法72①②)					○															

別表第 6 子ども福祉課の表 2 の項中第62号から第64号までを削り、第65号を第62号とし、第66号を第63号とし、同項に次の27号を加える。

(64) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定及び指定の更新 (法6の2②, 19の10①)					○																
(65) 小児慢性特定疾病医療費の支給 (法19の2①)					○																
(66) 支給認定のための診断をする医師 (以下この項中「指定医」という。) の指定及び指定の更新 (法19の3①, 省令7の12)					○																
(67) 小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定 (以下この項中「医療費支給認定」という。), 指定医療機関の選定及び医療受給者証の交付 (法19の3③⑤⑦, 省令7の20)												○		保健所 長							
(68) 医療費支給認定をしないことに関する審査の請求 (法19の3④)					○																
(69) 小児慢性特定疾病医療支援に要した費用の支払 (法19の3					○																

給事務指導監査実施 要綱（平成24年 3 月 28日制定）										支庁 長
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

別表第 6 子ども福祉課の表10の項中「妊娠中毒症等療養援護費支給規則」を「鹿児島県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給規則」に、「妊娠中毒症等療養援護費の」を「妊娠高血圧症候群等療養援護費の」に改め、「決定」の次に「及び通知」を加える。

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項中第15号を第27号とし、第14号を第16号とし、同号の次に次の10号を加える。

(17) 登録養成施設から の変更の届出の処理 (政令16)					○					
(18) 登録養成施設に対 する報告の徴収(政 令17)					○					
(19) 登録養成施設の登 録の取消し(政令18)					○					
(20) 登録養成施設の登 録等の公示(政令20)					○					
(21) 登録講習会の実施 者からの登録の変更 の届出の処理(政令 25)					○					
(22) 登録講習会の実施 者からの業務の休廃 止の届出の処理(政 令26)					○					
(23) 登録講習会の実施 者に対する適合命令 及び改善命令(政令 28, 29)					○					
(24) 登録講習会の登録 の取消し又は業務の 全部若しくは一部の 停止(政令30)					○					
(25) 登録講習会の実施 者に対する報告の徴 収及び立入検査(政 令32, 33①)					○					
(26) 登録講習会の登録 等の公示(政令34)					○					

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項中第13号を第15号とし、第 6 号から第12号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 食品衛生管理者及 び食品衛生監視員の 養成施設の登録(法 48⑥Ⅲ, 政令 9① I)					○					
(7) 食品衛生管理者の 講習会の登録(法 48 ⑥Ⅳ)					○					

別表第 6 生活衛生課の表 2 の項中第 9 号を第13号とし、第 8 号を第12号とし、第 7 号を第 8

号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 指定養成施設の指定内容の変更の承認及び届出の処理(政令21)					○							
(10) 指定養成施設に対する報告の徴収及び指示(政令22)					○							
(11) 指定養成施設の指定の取消し(政令23)				○								

別表第6生活衛生課の表2の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 製菓衛生師養成施設の指定(法5I)				○								
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6生活衛生課の表10の項事務の種類欄を次のように改める。

10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行に関する事務 この項中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律を「法」、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)を「政令」という。

別表第6生活衛生課の表10の項中第25号を第28号とし、第22号から第24号までを3号ずつ繰り下げ、同項第21号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第20号を第23号とし、第15号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、同項第14号中「厚生大臣への報告及び当該指定検査機関に関する」を削り、同号を同項第17号とし、同項中第13号を第16号とし、第6号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録及びその取消し（法12⑤Ⅲ，政令5）				○																
(7) 食鳥処理衛生管理者の講習会の登録及びその取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令（法12⑤Ⅳ，政令17）				○																
(8) 食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の処理（法12⑥）				○																

別表第6 生活衛生課の表10の項に次の9号を加える。

(29) 登録養成施設の登録事項の変更の届出の処理（政令3）				○																
(30) 登録養成施設の設置者に対する報告の徴収（政令4）				○																
(31) 登録養成施設の登録等の公示（政令7）				○																
(32) 登録講習会の計画及び計画の変更の届出の処理（政令11③）				○																
(33) 登録講習会の登録事項の変更の届出の処理（政令12）				○																
(34) 登録講習会の業務の休廃止の届出の処理（政令13）				○																
(35) 登録講習会の実施者に対する適合命令及び改善命令（政令15, 16）				○																
(36) 登録講習会の実施者に対する報告の徴収及び立入検査（政令19, 20①）				○																
(37) 登録講習会の登録等の公示（政令21）				○																

別表第6 生活衛生課の表11の項第19号を次のように改める。

(19) 振興計画（変更を含む。）の認定及びその取消し並びに厚生労働大臣への報告（法56の3①，政令6, 9①④）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 生活衛生課の表に次の2項を加える。

<p>31 対マレーシア輸出畜水産食品の取扱いに関する事務 この項中対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領(平成17年6月2日付け食安発第0602001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)を「要領」という。</p>	<p>衛生証明書の発行手続(要領3, 4(2), 4(3))</p>									○	保健所長	
<p>32 食品表示法(平成25年法律第70号)の施行に関する事務のうち衛生事項表示の適正化に関する事務 この項中食品表示法を「法」,</p>	<p>(1) 食品関連事業者に対する食品表示基準を遵守すべき旨の指示及びその旨の公表並びに消費者庁長官への報告(法6①③, 7, 政令7①I③)</p>				○					○	保健所長	保健所長は, 指示の実施に限る。
<p>食品衛生法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)を「政令」</p>	<p>(2) 食品関連事業者に対する指示に係る措置命令及びその旨の公表並びに消費者庁長官への報告(法6⑤, 7, 政令7①II③)</p>				○					○	保健所長	保健所長は, 措置命令の実施に限る。
	<p>(3) 食品関連</p>				○					○	保健所	保健所

という。	事業者に対する食品の回収その他必要な措置命令及び業務の全部若しくは一部の停止命令並びにその旨の公表並びに消費者庁長官への報告（法6⑧，7，政令7①Ⅲ③）									長	長は、回収及び業務の停止命令の実施に限る。	
(4)	食品関連事業者等からの報告の徴収，立入検査，質問及び収去並びに消費者庁長官への報告（法8①，政令7①ⅣⅥ③）				○					○	保健所長	保健所長は、報告の徴収，立入検査，質問及び収去の実施に限る。
(5)	販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示についての申出の受理及び調査並びに消費者庁長官への報告（法12①③，政令7①Ⅶ⑥）				○					○	保健所長	保健所長は、申出の受理及び調査の実施に限る。

別表第6 薬務課の表7の項事務の種類のカラム「法」の次に「，麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）を「省令」を加え，同項第1号中「麻薬卸業者等」を「麻薬卸売業者等」に，「向精神薬卸売販売業等」を「向精神薬卸売業者等」に改め，同項中第27号を第29号とし，第26号を第27号とし，同号の次に次の1号を加える。

(28)	麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者からの変更届等の受理及び許可書の書換え交付（省令9の2⑥⑧⑨）				○							
------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 薬務課の表7の項中第25号を第26号とし，第19号から第24号を1号ずつ繰り下げ，

同項第18号中「58の6①②③」を「58の6①④⑧」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「受理と」を「受理及び」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号中「54④⑤」を「54②⑤」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同項第11号中「届出」の次に「の受理」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「厚生労働大臣」を「知事」に、「品名等届出」を「品名等の届出」に、「と大臣報告及び知事登録施設に係る届出の受理」を「及び大臣への報告」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「及び廃棄届」を「の届出」に、「35」を「35①③」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 麻薬小売業者間の譲渡許可及び許可書の交付（法24⑩ I，省令9の2③）					○							
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6産業立地課の表1の項事務の種類欄を次のように改める。

1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関する事務 この項中中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を「法」，中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成11年通商産業省令第74号）を「省令」という。
--

別表第6産業立地課の表1の項中第9号を第14号とし、第1号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

(1) 特定新規中小企業者の確認及び確認書の交付（省令4①④）					○							
---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

改め、同項第16号中「非常災害時における危害防止等の業務への協力命令及び土地の使用等の処分並びにそれら」を「漁港の維持管理のための他人の土地等への立入り又は使用」に、「36②③」を「36①」に改め、同項中第45号を第47号とし、第17号から第44号までを2号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加える。

(17) 非常災害時における危害防止等の業務への協力命令及び土地の使用等の処分（法36②）									○	地域振興局長 （始良・伊佐地域振興局長を除く。） 支庁長	
(18) 非常災害時における危害防止等の業務への協力命令及び土地の使用等の処分に係る損失補償の決定等（法36③〔24③〕）					○						

別表第6 漁港漁場課の表4の項第30号中

「	○											」
									○	地域振興局長 （始良・伊佐地域振興局長を除く。） 支庁長		」

を

に改める。

別表第6 農政課の表6の項第1号中「8①④⑤⑥」を「19①④⑤⑥」に改める。

別表第6 農村振興課の表5の項事務の種類欄中「農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長・21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知）を「要領」を削り、同項第1号中「許可」の次に「（農地の転用面積が2ヘクタールを超えるもの）」を加え、「○」を「○」に改め、同号備考の欄中「第2種及び第3種農地のうち農地の転用面積が3,000平方メートル未満のものにあつては、農地調整監専決」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 農地転用の許可（農地の転用面積が2ヘクタール以下のもの）（法4①）					○						第2種及び第3種農地のうち農地の転用面積が3,000平方メートル未満のものにあつて
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---

を同項第34号とし、同項第29号中「72の12の6」を「72の22」に改め、同号を同項第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(33) 出資組合の組織変更の届出の処理 (法73の10)					○														
-------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農業経済課の表13の項第28号中「72の13②, 72の16④, 72の17②, 72の18③, 72の18の10, 73の12」を「72の29②, 72の32④, 72の34②, 72の35③, 72の44, 73④, 73の10」に改め、同号を同項第31号とし、同項中第27号を第30号とし、第26号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 出資組合の新設分割の認可 (法70の3③)					○														
----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農業経済課の表13の項第25号の次に次の2号を加える。

(26) 休眠組合に対する官報公告並びにそれに係る通知及び届出の処理 (法64の2, 73④)					○					○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、法人に係るものに限る。
(27) 解散組合の清算終了までの継続に係る届出の処理 (法64の3③, 73④)									○	○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、法人に係るものに限る。

別表第6 農業経済課の表14の項事務の種類欄中「農業倉庫業法を「法」, 」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第63号) 第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法を「旧法」, 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令 (平成28年農林水産省令第6号) 第1条の規定による廃止前の」に、「「省令」を「「旧省令」に改め、同項第1号から第5号までの規定中「法」を「旧法」に改め、同項第6号中「省令」を「旧省令」に改め、同表16の項第32号中「九州農政局統計・情報センター等」を「九州農政局統計部等」に改める。

別表第6 農産園芸課の表中13の項を14の項とし、7の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次の1項を加える。

7 農産物検査法 (昭和26年法律第144号) の施行に関する事務 この項中農産物検査法を「法」, 農産物検査法施行令 (平成7年政令	(1) 不正受検に対する処置 (法16, 政令5①I)					○													
	(2) 登録検査機関の登録及び公示 (法17②⑥, 政令5①II)					○													
	(3) 登録検査機関の名称等の変更の届出の処理及び公示 (法17⑦⑧⑨, 政令5						○												

(2) 建設業の許可の更新 (法3③)						○													
---------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 監理課の表2の項第1号中「(更新を含む。)」を削り、「及び登録」の次に「(更新を含む。)」を加え、「21①③」を「21①」に改め、同項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 浄化槽工事業者の更新の登録及びそれに係る通知 (法21③, 23②)						○													
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 監理課の表7の項第1号中「(更新を含む。)」を削り、「及び登録」の次に「(更新を含む。)」を加え、「21①②, 23」を「21①, 23②」に改め、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 解体工事業者の登録の更新及びそれに係る通知 (法21②, 23②)						○													
---------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 都市計画課の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表6の項第12号を削り、同項中第13号を第12号とし、第14号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表5の項とし、同表中7の項を6の項とし、8の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6 建築課の表1の項第5号中「6の2⑪」を「6の2⑥」に改め、同項第7号中「承認」を「認定」に、「18② I」を「18④ I」に改め、同項中第117号を第124号とし、第107号から第116号までを7号ずつ繰り下げ、同項第106号を同項第112号とし、同号の次に次の1号を加える。

(113) 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転の認定 (政令137の16Ⅱ)						○							○	地域振興局長 支庁長					
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--	--

別表第6 建築課の表1の項中第105号を第111号とし、第87号から第104号までを6号ずつ繰り下げ、同項第86号中「77の35の14」を「77の35の19」に改め、同号を同項第91号とし、同号の次に次の1号を加える。

(92) 構造計算適合性判定の委任の解除及びそれに係る公示 (法77の35の20)						○													
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 建築課の表1の項第85号中「77の35の13①③」を「77の35の18①⑤」に改め、同号を同項第90号とし、同項第84号中「(法77の35の12)」を「並びにその旨の国土交通大臣への報告 (法77の35の17①②)」に改め、同号を同項第89号とし、同項第83号中「(法77の35の11)」を「及びそれに係る公示 (法77の35の16)」に改め、同号を同項第88号とし、同項第82号中「77の35の9①③」を「77の35の12①③」に改め、同号を同項第87号とし、同項第81号中「77の35の7③④」を「77の35の9③④」に改め、同号を同項第86号とし、同項第80号中「77の35の6 [77の35の2]」を「77の35の7 [77の35の2①]」に改め、同号を同項第83号とし、同号の次に次の2号を加える。

(84) 構造計算適合性判定の委任の公示 (法77の35の8①)						○													
(85) 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出の処理						○													

年法律第53号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画(変更を含む。)の建築主事への通知(法30③, 31②)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(3) 認定建築主に対する建築物の新築等の状況に関する報告の徴収(法32)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(4) 認定建築主に対する改善命令(法33)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し(法34)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(6) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法36②)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(7) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し(法37)					○				○	地域振興局長 支庁長
	(8) 基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告の徴収及び立入調査(法38①)					○				○	地域振興局長 支庁長

別表第6 建築課の表注を削る。

別表第6 危機管理防災課の表4の項第3号を削り、同項第2号中「作成」の次に「(変更を含む。)並びにそれに係る関係市町村長の意見の聴取」を加え、「3①」を「14①②④」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号中「2②」を「13②」に改め、同号を同項第4号とし、

同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 火山災害警戒地域の指定（変更及び解除を含む。）についての内閣総理大臣への意見の申出（法3②⑤）		○										
(2) 火山災害警戒地域の指定（変更及び解除を含む。）についての関係市町村長の意見の聴取（法3②⑤）				○								
(3) 予想される災害の事態及びこれに対する措置に係る関係指定地方行政機関の長等への通報又は要請（法12②）				○								

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。